

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年11月2日

【会社名】 株式会社 十八銀行

【英訳名】 The Eighteenth Bank,Limited

【代表者の役職氏名】 代表執行役頭取 森 拓 二 郎

【本店の所在の場所】 長崎県長崎市銅座町1番11号

【電話番号】 095(824)1818(代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部長 安 達 圭

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目3番4号
株式会社 十八銀行 東京事務所

【電話番号】 03(5200)1102

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 畑 野 淳 二

【縦覧に供する場所】 株式会社 十八銀行 東京支店
(東京都中央区日本橋二丁目3番4号)
株式会社 十八銀行 福岡支店
(福岡市中央区渡辺通二丁目1番10号)
株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人 福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1【提出理由】

当行は、2018年10月30日開催の取締役会において、当行の株主総会の承認及び関係当局の認可等を得られることを前提として、株式会社ふくおかフィナンシャルグループ（以下「ふくおかフィナンシャルグループ」といい、当行とふくおかフィナンシャルグループを併せ、「両社」といいます。）との間で、当行を株式交換完全子会社、ふくおかフィナンシャルグループを株式交換完全親会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）による経営統合を行うことを決議し、両社は、同日付で、株式交換契約を締結いたしました。

本株式交換の効力発生により、ふくおかフィナンシャルグループが当行の親会社に該当することになるため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

商号	株式会社 ふくおかフィナンシャルグループ
本店の所在地	福岡市中央区大手門一丁目8番3号
代表者の氏名	取締役社長 柴戸 隆成
資本金の額	124,799百万円
純資産の額	778,973百万円（連結） 530,436百万円（単体）
総資産の額	20,163,679百万円（連結） 680,605百万円（単体）
事業の内容	銀行持株会社（銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに付帯する業務）

(2) 当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当行の議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

当該親会社の所有に係る当行の議決権の数

異動前 2,424個

異動後 171,335個（予定）

当行の総株主等の議決権に対する割合

異動前 1.42%

異動後 100%

（注1）上記異動後の議決権の数は、本株式交換の効力発生時点の直前時（以下「基準時」といいます。）までに、当行が保有する自己株式の全部を消却する予定であることを踏まえ、当行が2018年8月9日に公表した第244期第1四半期報告書（以下「本四半期報告書」といいます。）に記載された2018年6月30日時点における発行済株式総数（173,717,119株）から、当行が平成30年8月8日に公表した2019年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された2018年6月30日時点における自己株式数（2,381,586株）を控除した株式数（171,335,533株）に係る議決権の数（171,335個）を記載しております。本株式交換に際して当行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、当行の自己株式数が基準時までに変動した場合には、異動後の議決権の数が増減することがあります。ただし、この場合でも、異動後の議決権に対する割合に変更はありません。

（注2）上記異動前の議決権に対する割合は、本四半期報告書に記載された2018年6月30日時点における総株主の議決権の数である170,110個に基づいて記載しております。

（注3）当行は、2018年10月1日付で普通株式を10株につき1株の割合で株式併合し、単元株式数を1,000株から100株に変更しておりますが、実質的な議決権割合の変動は生じておりません。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

2018年10月30日付株式交換契約書に基づく本株式交換により、ふくおかフィナンシャルグループが当行の完全親会社となることによるものであります。

異動の年月日

2019年4月1日（予定）

以上